

奈良県告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があつた。

令和四年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和四年三月三十一日現在の地番による。）
天理市櫛本町二七五二番一の一部、二七八四番二七、二七八四番八〇、二七八四番九二の一部、二八〇三番一三の一部、二八〇三番三五及び二八〇三番四五
- 二 申請者氏名 白河自治会 会長 山崎邦吉
- 三 申請者住所 天理市櫛本町二七七〇番一二
- 四 道路の幅員 六・二〇メートル
- 五 道路の延長 三四・八一メートル
- 六 指定年月日 令和四年四月八日
- 七 指定番号 郡土第R〇四〇一号